

工事保証書

様

工事内容：

年 月 日 お引渡しさせていただきました。

表記工事の施工箇所につきましては、別紙の工事区分に応じて保証し、瑕疵を補修いたします。

improve 稲山 谷亮



保証免責事項

1. 火災、爆発等の予期しない外来事故、及び予想外の噴火、洪水、地震、暴風雨、積雪、凍結等の自然現象に起因したもの。
2. 敷地周辺にわたる地盤の変動、土砂崩れ、地割れ、又は周辺環境、公害に起因するもの。
3. 住宅の所有者、又は使用者の取り扱い方、維持管理が著しく不適切な場合、又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用した事が起因の場合。
4. 住宅の性質による結露、又は瑕疵によらない住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、変質、変色、その他の類似の事由による場合。
5. 使用材質の自然特性、あるいは経年変化にともなう現象で機能上支障のないもの。
6. 入居者、又は第三者の故意、又は過失によるもの、及び重量物の使用による変形、破損等の場合。
7. 構造仕様、及び設備に影響を及ぼす請負者が関与しない増改築、補修に起因するもの。
8. 本体工事の施工部分以外の既存建物からの影響によるもの。(増改築、改修工事のみ適用)
9. 引渡し後、屋根に、ベランダ、物干し、アンテナ、水槽等の取付けを行い、これに起因するもの。
10. 注文者の支給材、及び機器類、又はこれに起因するもの。
11. 請負者が不適当なことを指摘したにもかかわらず、注文者が採用させた材料、部品設備、器具、施工方法に起因するもの。
12. 仕上げのキズで引渡し時に申し出がなかったもの。
13. 契約時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故による場合。
14. 保障期間経過後、請負者に申し出があったもの、又は保障該当事項の発生後すみやかに申し出がなかったもの。
15. 前各号による場合のほか、別表の“適用の除外”欄に掲げるものに該当するもの。
16. 当社発行の保証書を持っていない方

※付属設備等について、メーカーの保証期間の定めがある場合にはメーカーの保証期間によるものとする。